

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年4月22日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000193号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100001号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間のうち、平成28年5月1日から平成29年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成28年5月から同年8月までは16万円を24万円、同年9月から平成29年7月までは16万円を22万円とする。

平成28年5月から平成29年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年5月から平成29年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月1日から平成29年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所における請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い額となっているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成28年5月1日から平成29年8月1日までの期間について、請求者及びA事業所から提出された給料支払い明細書(以下「明細書」という。)により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成28年5月1日から平成29年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成28年5月から同年8月までは24万円、同年9月から平成29年7月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成28年5月1日から平成29年8月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しているが、日本年金機構が保管している請求者に係る平成27年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)に記載されている報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっている上、事業主は、請求者

に係る平成 28 年の算定基礎届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間について、前述の明細書により確認できる当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。